

京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例（以下、「条例」という。）第16条において準用する、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、令和4年11月29日付け京都市達都住政第51号、第52号により以下のとおり命令しましたので、法第14条第11項及び条例第15条第3項の規定に基づき、公示します。

令和4年11月29日

京都市長 門川 大作

1 命令を受けた者の氏名及び住所

- ・ 北波 保彦

愛知県名古屋市守山区瀬古東三丁目1504番地 勝美荘208号

- ・ 北波 正晴

愛知県名古屋市北区駒止町二丁目40番地 トーヨービル3F302号

2 当該特定空き家等の所在地

京都市左京区聖護院中町6番地

3 管理不全状態の内容

当該特定空き家等は、条例第2条第1項第2号に規定する「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」及び「周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」である空き家等であり、なおかつ、屋根及び外壁等の崩落、並びに樹木の隣地越境など、劣化は著しく進行しており、倒壊や強風による建築部材の飛散などにより、周辺住民へ危害を及ぼすおそれが特に高い状態である。

4 命令の内容

(1) 措置の内容

- ・ 当該特定空き家等の除却又はこれに相当する措置
- ・ 立木の伐採

(2) 措置の期限

令和5年1月30日

(都市計画局住宅室住宅政策課)